



THE JAPAN INTERIOR DESIGNERS' ASSOCIATION

28 号 (66 年 12 月発行)

- ① 12 月の声
- ② ー資料ー
無視されるか応用美術の著作権
文部省改正案の問題点
- ③ 東京支部委員会報告
- ④ 月例会報告
漆原美代子氏の異国の旅
- ⑤ ー資料ー
団地世帯における座居様式につ
いて
- ⑥ 新入会員紹介
- ⑦ 会員の近況
- ⑧ 本協会のマーク公募
編集後記

日本室内設計家協会

12月の声

会費，会費，会費！

—インダラ生—

意慾的な話，相手側の資金状況は？ 俺の構想は？ 見積り合せは？
納期とスタッフの配置……………こんな事を繰返している毎日ですが急に冷たくなつた歩道の敷石を踏みながら今日の仕事から解かれた解放感で人の流れの中に身をまかせ，ぼんやり歩いている。

何んでこんな時に協会の会費の事等が頭に浮んだのだろうか？ しかし俺にしても，悪いとは思つていけど，ついめんどりで送金がたまつてしまつたんだ，これは理くつではないんだ，半年分たまると一寸まとめるのに多少のやりくりは考えないわけに行かない。そのうち何んとかしよう。

こんなとりとめもないことを考へ乍ら，それにしても〇〇委員やら〇〇部長等と言う連中は一体，てめえの事は考へないのかなあー，俺は仕事の事と生活のことで一杯でとても協会の通知なんかもらつても，〇〇研究会，、月例会なんて行く気になれないよ，あれは好きなやつがやつているか，役柄で仕方がなくてやつているんだろう，これも悪いと思うけど俺はそんなおつき合いをしている暇はねえや，現実の生活はキビシイよ！ 上つらをなでる様なきれいごとではない，俺の仕事にカチーンと来るようなことをやつてくれたらまあ行つてみようと思うけど……………

もつ焼のにほいが，空き腹をさそう，空々しいネオンが舗石を照していた。

—Q 生—

先日会員のB氏と会つたとき，協会事業の活発化と法人格取得等を進めるためにも来年4月から会費が現行月500円から700円に値上げになると聞きましたが，当世はやりの値上りムードが協会の中にも及んで来たのかと一寸意外な気になりました。

しかし話を聞くと仲々大変な事を知り一層驚きました。
会報によく会計報告として収支決算や会費の督促が出されますが，自分の額をはつきり出されるとあわてゝ送つていましたが，かたくるしい会計報告は

どうも読む気にもならないし、具体的にどうなのか自分には余り関係ない事でしかない気持でいました。会計の委員さんあしからず。

事務所が原宿の広い所に移るに当り、会員の会費納入率が100%に近い状況で移転を実施したが、その通り納入されず、その上、各部会活動が活発化し、会議費、印刷費、等のコンスタントに支出するものがあり事務局は随分苦労したそうです。ひどい時には事務局員のお姉様の給料も払えなかつた為、彼の女はもち出してやつてくれたとか……………

また、夜乗つて次の事業の会議をもつのも従来は協会より食費だけは出して貰つていたが、底をついた会費の納入状況を切抜けるため、委員は手弁当でやる事に決め、御苦労な努力をしていて下さると聞き、私一人位と軽い気持ちでいた自分をはずかしく思いました。

然し人間は孤立することほど智識と英断を要するわけですが、その母体になる核をどこかに持たなければ一般的にはさびしくて仕方がないでしょう。

こんな気持ちに答えてくれる、私達のよりどころが、協会であつて慈しいと思つています。

この様な点から私も時間がとれなくて日頃、御無沙汰しがちですが、外から絶えず協力の姿勢だけは強く持っています、従つて月 200円だ300円のアップという金銭上の問題ではなく、精神的に一層、私達の巾広く又、奥行の深い、よりどころとして発展してもらいたいと思つています。

賛 助 会 員 欄 新 設

振つて御利用下さい

当協会の会報29号から賛助会員の欄を新設することになり随時会員皆さんに御利用して戴き会員相互の融和を計り今後ますます建設的な会を養えるようにし下記内容にて記事等を掲載したいと思います。

1. データー、実験例等の資料的な内容
2. 新製品の紹介
3. 近況報告
4. その他

無視されるか応用美術の著作権

文 部 省 改 正 案 の 問 題 点

文部省では、近く著作権法の改正案を国会に提出しようとしているが、この改正案では、応用美術の保護を事実上除外しようとしている。

一般にデザイナーは法律には無関心で、いまだに一部団体の役員の運動にしかなっていないが、今度改正で、応用美術の保護を促進するには、一人一人のデザイナーの自覚の上にたつて、各デザイン団体が一致して、文部省及び内外の関係団体・各政党に、はたらき掛けない限り、不可能な段階に来ている。

そこで著作権問題のわかりやすい解説をこゝろみてみた。

問 1 著作権とはなにか

人間の精神的な創作物を保護する規定で、日本では現在「文書・演述・図画・建築・彫刻・模型・写真・演奏・歌唱・其の他の文芸学術美術音楽の著作物」を保護することになっている。

デザインは保護するのかということになると色々問題がでゝくる、なにしろ、この法律ができたのが、明治43年6月で、当時フランスの法律を参考にして作ったそうだが、日本にはまだ、デザインという考へもなかった時、フラデス語でいうデツスサンという意味を、図画や模型と訳してしまった。従つて、この解釈はもいまいなまゝになっている。

問 2 著作権の保護とはどんな内容ですか

大別すると、著作物を複製する権利と、著作物を勝手に改変することを禁じたり著作権者を明らかにすることを義務づけた、人格権とがありますこれにもとづいて、文芸家・音楽家などは、出版したり演奏したりするごとに、使用料（印税）が入ります。そして、その保護期間は、作者の死後 30年となつていましたが、今度の改正で50年となります。

デザインと密接な関係にある。建築の場合も、同じ設計で、社宅を建て増す場合など、使用料が支払われています。ただ著作物の改変については、居住者の意向で、増改築できますが、その場合、建築家は、設計者名を使うことを拒否することができます。

問3 意匠法の保護とはどう違うのでしょうか

意匠法との違いは主に次のような点です。

(イ) 保護の発生

著作権法では創作された時同時に権利が発生しますが、意匠法では登録されて始めて発生します。従つてデザイン契約にもとづいて、アイデアスケッチ等を行い、打合せを行つている間に才三者が、これを利用したような場合、まったく保護されません。現在では、申請してから許可が下りるまで、1年以上かかり、アイデアスケッチを一つ一つ登録してから依頼者に示すなど、不可能なことです。

(ロ) 保護の対象

意匠法では新規性のあるものを対象としています、これに対し著作権法はすべての創作物を対象とします。

従つて四本脚の stool はどんなにその形や色彩が造型的にすぐれていても、なにかの特長（例えばメカニク）がなければ意匠法の保護は受けられません。これに対し著作権法は、例えば、リンゴを4人の人がスケッチするとし、この場合、それぞれの人が、自分の主観を通し絵として表現したものであるなら、同じような絵でも、別々に、独立した著作物としての権利が同様に認められます。

(ハ) 保護の内容はどうか

意匠法では、類似のものを禁止しますが、著作権法には、そのような規定はありません。これは保護対象の違いからくるものです。

又著作権法では前記のように、人格権を認めているのに対し、意匠法にはこのような考へは全然ありません。

これは意匠法は、デザインを保護するのではなく、デザインの利用して作つた製品を保護することによつて、生産者を保護しようとする法律である

からです。

今度の改正では『意匠法の保護で足りる』というのが、通産省側の意見で業界と一緒になつて、文部省に反対運動を行つていますが、これはまったく産業文化の発展ということをわすれ、業者の利益代表になつてしまつた通産省の間違った見解です。

(イ) 保護期間

意匠法では登録后 15 年ですが、著作権法では死後 50 年とするので、大変な開きになります。

問 4 外国ではどうなのでしょう

1886 年にスイスのベルグで、始めて著作権の保護に関する国際条約ができています。その後の条約は 2 回の補足と 3 回の改正を経ていますが、現在、ヨーロッパを主とし、世界で 50 ヶ国が加盟していますが、産業資本の力の強いアメリカでは、この条約に加入していません。

日本で著作権法を改正することになつた、原因の一つは 1948 年に占領下で日本が欠席していた時に改正されたブラッセル規定を、日本も批准しようとすることから始まつています。

この改正は、著作物の保護期限を死後 50 年にしたことを始め、テレビやレコードの使用など、新しいマスコミの発達によつて、改正が必要になつたものですが、この中で、応用美術を保護することを義務づけ、工業意匠権との関係については、各国の法律の定める内容によることになりました。

もともとの改正は 1928 年のローマー規定でも提案されたのですが日本の反対で義務条項から除外されたものです。

主な国の現状は大要次のようです。

- 。 フランス 二応用美術を明記し工業意匠権と二重に保護している
- 。 スウェーデン二工芸美術・工業美術として保護している
- 。 イギリス 二美術の著作物の中に「美術的手工芸の著作物」という

項目を設け保護している、そしてその範囲は普通製作される製品の数を 50 ヶ以内とし、それ以上の物は工業意匠法の保護に区分

している。意匠法の保護は、日本と異り、申請を受け付けると同時に仮の保護が発生するシステムになっている。

。イタリア ＝ 彫刻・絵画・素描・銅板・舞台装置美術・graphic arts
の著作物が、工業に応用されても、製品の性質から区別すれば保護する。

。オーストリア＝ 建築および工業的な美術の著作物は保護する

。ドイツ連邦改正案＝ 文学学術および、kunst (art) は保護するとしその例示の中に「応用美術の著作物を含む造形美術の著作物およびそれらの下図」としている。

。トルコ ＝ 次のような規定で保護している。

(i) 美的性質を有する次の著作物は美術的著作物とする

(a) 油絵または水彩画・素描・パステル画・版画・calligraphic および、飾り文字の著作物ならびに、金属 石材または他の材料の切り取り、彫りこみ、象眼または類似の方法により画かれ、もしくは固定される著作物

(b) 彫像・浮き彫りおよび彫刻

(c) 手工芸品

(ii) 次のものは学術的又は文学的著作物とする

建築学に関するすべてのデザイン・図面・スケッチ・素描・ひな型・略図および類似の著作物

。アメリカ ＝ 美術の著作物及び美術の著作物に関する、ひな型または意匠を保護し、登録規則の中で、装身具・陶磁器・ガラス器具・壁かけのような、手工芸品は、独創的な著作性があり、その品物と分離して識別できるものは含まると規定している。

従つて、我々の考へているデザインは保護されていない。

問 5 デザイン団体はどんな主張をしていますか

日本デザイン団体協議会 (J I D A ・ 室内・クラフト) 店舗設計家
サインデザイナー 日宣美・全商美・デザインコミッテ等各団体は、
昭和 40 年 7 月から、2 回にわたり、次のような要旨の要望書を、文部省

・通産省等に提出し、応用美術を著作権法で保護するよう運動してきました。

- 1 応用美術のなかに、工業・商業デザインを保護することを明示して、保護することを明らかにしてほしい。
- 2 室内設計・博展の展示計画・ネオン塔等は、建築に準じた保護をしてほしい。

問 6 今度の改正案ではどうなるのでしょうか 文部省の見解は

昭和41年10月に発表された、文部省文化局の法律試案によりますと才5条に保護を受ける著作物の例示を示していますが、それによると(4)項で『絵画・版画・彫刻・建築物・美術工芸品その他の美術の著作物』とあり『応用美術』『図案』という言葉は入っていません、(6)項に設計図はありますが、これは、図面をリコッピするだけの権利で、品物を作る複製権は認めていないので、全面的に認めていない、といえるでしょう。

これについて、11月21日の 文部省主催の草案研究会では、デザイン協議会の質問に対し次のように答えています。

「文部省としては現行法で必ずしも、応用美術を保護しているとは考へていない、応用美術の保護を義務づけた、ブラッセル規定は、美術工芸品を保護することで義務を果せる。 それ以外はより効果的な方法を将来の問題として考へている。フランスのように意匠法と重複保護することは、文部省としてはわかるが、産業界の反対が強く困難だ、従つて、工業・家具・クラフト・インテリア等、は保護すべき対象物とはしていない。 図案等については、一括して認めるか認めないかではなく、美術の著作物であるかどうかによつて、保護するかどうかが決まるのである。」

(文責 中村圭介)

東京支部委員会報告

年鑑出版いよいよ具体化

東京支部に於ける委員会は10月17日、及び11月9日の両日行はれた。それぞれ議事に対する審議を行つたが、項目により10月17日に行なはれたものの結果報告や同議事で両日に渡つたものもあるので集約して報告を行う。なお、出席委員は次の通りである。

10月17日： 中村・山口・豊口・長・坂田・竹内・村井・泉

11月 9日： 豊口・山口・中村・岩瀬・白石・原・内堀・渡辺・泉

議 題

1 法人化にともなう定款改正

法人化に付ては既に前委員会で述べられたが、中村理事長よりそれにもなう定款の改正試案が提出され、各条項について審議が行なはれた。

この正式な検討は次回理事会にて行はれる予定。

なお現在の定款がなくなつたので暫定的に必要な部数、200を印刷することに決定した。（10月20日印刷済）

2 著作権について

当今問題になつている著作権に対する確認が行はれた。国際条約を批准する立場から云えば当然応用美術に含まれることを認めさせねばならないが、此の審議に関してはデザイン団体協議会が当るのが至当であるとの決論を得、これが審議の後、文部省の公聴会に出席して状況を聞くことになつた。

3 賛助会員勧誘

会の正常な運営の為の賛助会員の必要性から、新たに勧誘を行はねばならないので、会員相互による積極的な働きかけをすることを決定した。

4. 年鑑出版

理事会報告后、三一書房と話し合いを続けていた出版委員会は全美術部との間に広告、定価、部数等に関する事項を話し決定した（部数2000、定価3000円、発行42年6月）。広告募集に関するパンフレット印刷は三一書房側にて行うため、その様式サンプルを川島織物、国際インテリア両社に依頼、全時に作品写真入れ替えの為過去一年間のものを会員諸氏より提出して貰うことを決定した。

なお、出版委員長は渡辺氏の多忙な為、豊口氏に変わった。

5. 会員章

必要性の増大と新しい進展の為に、会員章の発行を決定、この募集を会員間で行うことになった。

6. 会報

アンケートにも見られたように会報の充実の為の内容、回数等についての提案が広報委員会から提出された。会員相互の情報等を密にするため一企業又は一地方に数人の会員がある場合は一つの情報組織として動くこと等、広報委員会の責任においての組織作りは了承することに決定した。

7. デコラティブアート写真送付

デコラティブアートに写真を送付することは送付締切日迄あまりに短時間の為、本年は見送りと決定した。（27号既報）

8. 名簿作成

新年度の名簿作成は3団体共全寸法が適当とのことで、J I D A、及びクラフトマン協会と歩調を合せることになった。

9. 入会審査

北原 進氏（鈴木富久治、原 好輝両氏推薦）

小泉克也氏（山口勇次郎、西海哲雄両氏推薦）

漆原美代子氏の異国の旅

10月28日都道府県会館にて漆原美代子氏の「ヨーロッパより帰りて」と題するスライドと報告会が行はれた。なお月例会委員で要約するよりは……と再度全氏に印象記執筆を依頼した所快諾をいただきました。以下は女流デザイナーとしてのユニークなヨーロッパ印象記です。

異 国 の 旅

ジェット機の出現で世界は随分狭くなつた。今に東京・ニューヨーク間も三時間位で行けるようになるというから、早朝羽田を発つて、ウォール街あたりで一仕事し、同じ日の夜は、練馬の自宅でテレビを見ている。…という事にもなるのであろう。昨夜銀座を歩いていたのが、今は夾竹桃の咲き盛っているイタリーの街並の中にいる。街路樹に見え隠れして続くのは、コンクリートやブロックの（灰色）ではなく、レンガ色や粉つぼいクリーム色の壁、白い窓わく、緑色に塗つたよろい戸であつたりする。ひなびた石造りの食べ物屋とか民家の戸口に、床迄とくのれんが微風に揺れている。日本の近頃と同じで、かつてはなわのれんであつたのが、今ではビニール製の濃い緑や赤や黄のそれに代つている。それだけ自然の素材そのものゝ持つ犯し難い味わいは失われた訳だけれども、原色の色のれんもイタリー式のたゞづまい、こゝの風土には良く似合つて、愉しげな雰囲気をかもし出している。南米やメキシコ等もそうであるが、ここも原色を先験的に美しく溶け込ませている国である事に、今更ながら気づかされるのであつた。色の種類は少く限られているのに、実に豊かな彩り感じさせる街——。多数の色を持ちながら、何かしら色盲検査用の図表のようにぼやけて、これはという（個性）を持たぬ東京近辺の商店街から見ると、こゝは確かに、一種物語的な異国風のものであつた。昨日通つた青山通りではない、異なる文明の質をようやく感じさせるのであつた。

程良い夏の陽光の下で、変わらぬ幾世紀ものロマンの香りを放ち続ける古都ローマ。あふれる噴水、廃墟を彩る赤やピンクや白の夾竹桃の花々。夜と

もなれば、古く重い建物の谷間のそちこちに、淡い朱色のホーズキのような灯りが群れて、石畳の広場や小路の隅では、長い食事の時間を楽しむ人々がまるで秘密めいた会合に集つているかのようにかたまり合つている。何処からか闇の合間をぬつて、バスのきいたオペラの一節等が高く低く流れ響いてくる。こうして、いやが上にも旅人の心をつかまえ、酔わさずにはおかない異郷の美しさも、しかしそこに（生活）を伴わない以上、人はまた容易に飽きてしまうものである。

ともあれ、久し振りに異国を旅して見ると、例えばヨーロッパのように、国と国とが隣接しているようなところでも、それぞれの国が長い歴史を通して造り上げ育んできた個性、パン・ヨーロッパなどと云つたところで、なかなか一朝一夕に変えられるものではないという事を改めて感じさせられる。それは、やはりジェット機による距離感の短縮などではどうにもならない事に思えるのであつた。全く見分けがつかないのは、ほとんど性能だけに抽象されたような機械ぐらいのものかもしれない。その国特有の習慣や感性、良いにつけ、悪いにつけ、いつの間にか身に深くしみ込んで来たものに違いのない個有の味や癖がどうしようもなくまといついてくる生活環境——。例えば大方のフランス人がパリの目ぬきに出来たドラッグ・ストア風のカフェ・レストランを、アメリカ的と批判するのは当然であるかもしれないが、私共のような外国人の眼から見れば、それは何としてもフランスの肌合ひに包まれて見える。ロンドンの公園脇にそびえ立つて同じ様に「アメリカナイズされた」とかで物議をかもしているヒルトン・ホテルも、やはりイギリス調のインターナショナル・スタイルに他ならないと思う。それにつけても重厚な歴史を背負っているヨーロッパが、俗にアメリカ的等と称している建物等の表現で、大層ひどいものを作っているのを見るのは、彼らのセンチメンタリズムとは無縁の旅行者の眼にも相当に見苦しく映る。つまり、アメリカニズムの優秀さも愚劣さも、当のアメリカの地で見るのは仕方のない事であるけれども、個有の文明の重みを持つ誇り高いヨーロッパで、墮落した形でしか表わされていない軽薄な面のアメリカニズムを見せられる位與さめの事はない。私は勿論、それらを必ずしも（ヨーロッパの人々が自意識過剰で騒ぐように）アメリカ的とはとらず、単に新しい技術や設備を盛えた機能主義的デザイン

というふうに解釈していたが……。いづれにしても、一般的に「モダン」と言われている中流アパートの間取りや意匠の内にも、私はいくらでも、(美)には到らない只、簡略した形、西欧文明の亜流を自ら生産しているような形の氾濫を見たように思う。ヨーロッパの中に見る新しいもの、古い環境の中で、真実格調の高いモダニズムとして表現されているのは、やはりちやんとした芸術家の眼を通して造られ、指導されたものだけである事に改めて一種の驚きの感情さへ持った。というのも、この度の旅行の機会を持つ迄、私の内側には、動かせない一つの見方があつた。それは、『西欧中心の形象上の近代化は、結局文字通り西欧文明の自然の延長上に行われたものであつて、彼らの生活環境の中に見る新旧の混乱、といった所で、美学的な側では、西洋と東洋という様式の差も乗り越え、合わせ持つて進められねばならない日本のこれ迄の過程に比べれば、ちよつとした家庭内の内輪もめ程度の事にしかならないだろう』と考えていた。けれども、この度の旅行で自分の考えがいゝ加減なものであつた事に気付いた。そして前には見過ごしていたヨーロッパの新旧の克相と一緒に、歴史の底深い淵にどどむ泥濘の部分も除き見たような気がする。パリのような都は特にそうである。パリはいまだに＜中世の秋＞の只中に生きている。彼らが、過去に煉熟した文明を持つていればいる程、新しい物に弱点が伴う時、その弱点は一層残虐な効果を示すのであろう。そして一度高度に洗練された文化が、そのまゝ幾十年、幾百年生き長れば、その文明は必らず腐んだ部分を秘そめ持つ事になるであろう。煉熟した文化は発酵し、じめじめとした毒気さへはき出している――。さて、承知の通り、ドゴールの命令で洗い清められたパリの街は、久しく失われていた南欧的な明るさを取り戻して輝くばかりに優美になつた。けれども、それはパリの表側の表情なので、裏は半ばくづれかゝり、私の眼に映つて私を戦慄させずにはおかなかつたものは、あの十九世紀風の＜華麗な頹廢＞ではなく、＜萎落した頹廢＞であつた。かつて、一時代を築き上げた様式の粘や脇のようなものが、力強く、生々しく息づいている様が、ある時は旅行者を魅いらせ、ある時は、どれ程青ざめさせもするものであるかという事を、私はつくづく感じさせられた。微細な感覺的描写はとても出来ないけれども、多分それは、次に書くような状況からも、いくらかは判断して戴けるものと思

う。ちなみにモンマルトルからピガールの辺りへ下る美しい丘の路を歩いて見ると良い。例えば、ふとアラベスク模様の手すり越しに、夕焼けの陽が射している処に、真紅のローソクが並べてあり、西陽の光芒で薄ぼんやりと浮き出して見えるバロックまがいの白い部屋の天井に、キリスト教文化独特の血のしたゝりがそのまゝガラスに凍結されたようなシャンデリヤが見えている。次のカフェの入口の所には、まるで乾燥した馬の首のような装飾した飾り。性的掛鎖を扱った風俗画を不快なリアルさで写した見世物小屋の看板。人の手を型どつた扉のノブ。ちよつと休憩を兼ねて入つたアート・シヤター風の映画館は、隅から隅迄紫色でおゝわれており、ひどくスケール・アウトの巨大な装飾的照明が壁面から、客席の上におゝいかぶさるようについている。それは莖の長い陰花植物が、七つ八つ束になつて、うねうねと曲りくねりながら客席の上に伸び、一つ一つの先に淡い橙色の灯りをともしているといつた、まさしくアール・ヌーボーくずれそのものである。そこで上演されていたのは、チエコ辺りの非常に感覚的な実験映画風の内容で、真黄色の画面一杯に、突然殺人を象徴する真紅の飛沫が飛びちる。といつたサディステックなものであつた。このような作品も、東京の飾り気ないアートシヤター系の地下映画館ででも観るのであれば、はき気をもようす程のショックを受ける事もないであろう。実際、こんな映画は、深海のほら穴のような紫色の映画館にこそふさわしい効果のあるものであつた。それらの一つ一つは確かに一種の美を持つていけるけれども、こうした多くのものが一緒になつて吐き出す気配には、ある瞬間我慢のならない頹廢的な毒気を漂わせてくるようなかけりがある。私はやがてそういうものゝ氣のようなものゝ主流をなしているのは、アール・ヌーボーの流れである事に気が付き始めた。いくら折つても、跡から耐え間なく伸びてくるつる草のようにからまり続け、不思議な美と醜を今も根強くしみ込ませているもの。今のフランス人の感性に一番強く生きている具体的な形は良くも悪くもアール・ヌーボーである。それは広義のバロックと一緒に彼らの生活をおゝつていける。その暗いくづれた部分がある時期、ある外国からの旅行者の心と感覚を顛弄するのかもしれない。その時の経験から私は今、アール・ヌーボーを深く研究して見たいという衝動にかられている。

全く、ジェット機からスポーツカー、電気冷蔵庫や電気掃除機に到る迄、
こういう機能主義デザインが、廻りと少しも不協和な音を発する事なく、所
を得て解け込んでいるのはやはりアメリカであろう。機械文明が高度に発達
した末、アメリカの生活は平盤なものになり、微妙な陰影も失われがちであ
る。けれども、幸か不幸か安樂なブルジョワ世界というものはそういうもの
であろう。そして、そんな、危険に気付いているのは必ずしも、知識人だ
けではないから、彼らは、今の平均的日本の消費者達よりははるかに人間的
なものより自然のもの、精神的なものを求めようとする気持を持ち始めている。
る。あの国では、悪趣味はあつても不調和はない。

さて、この度の旅行で私は殊更、インテリア・デザイナーとしての職業意
識を働かす事もなく、その為、室内関係の専門店を探し歩く事もしなかつた。
只、イタリアのウルビーで開かれたチーム・テンの建築家達の集りにオウザ
ーバーとして出席する予定を、ある事情で変更してからは、旧友や美術家達
と会つたり、古く無名の町村を尋ねる事と、中世の城や十七世紀頃の館に住
んでいる人々に逢う為に、イタリアの山奥から、アイルランドの奥地迄入つ
て行く事になつた。この中には、イスラエルの富豪彫刻界の巨匠の一人リブ
シツや「天地創造」の映画監督兼俳優でもあるジョン・ヒューストン等もい
て、欧米のある人々が欲しいまゝにする事の出来る優雅な日常生活の一面に
も接する事になつた。これらは紙面の都合もあり割愛させて戴くけれども、
何よりも私の気持を一番捕えた美しい風景は、例えばイタリアの山奥の貧し
い集落であつた。避暑地として高名なリビエラ海岸から二時間余車で登つた
辺りにある、ポンテスタセメツツエという舌をかむような名前の村も下方の
便利さや喧噪さとは無縁にひっそりとある村の一つであつた。こゝを訪れた
きつかけは、山は（レオナルド・ダビンチ等もここで採掘した）大昔から大
理石の採掘場を持ちその為完備した大理石会社や国際的に仕事をしている彫
刻家達、ヘンリームーアやマリノ・マリーニ、先のリブミワ等を始め、イサ
ム・野口等もそれぞれの別荘地や寄宿先で働いているという事を聞いていた
からでもあつたが、……。ほとんどが石職人、農夫だけのこの辺の人々の人
情と民家の風情がこの上もなく貴重に思われたので、私と一緒に旅を続けて
いたアメリカン・アカデミー・オヴ・ローマで研究中の友達も共に、結局は一

ヶ月近く滞在する事になつた。自然のふところに、五軒・六軒と固つて寄り合っている石造りの民家。さびた朱色の屋根。淡い黄土色に石を塗り上げた壁——。そこには少しも売笑的な所がない。ほとんど自然そのものゝ一部にみえる寒村の民家に比べると、パリやベニス of 美しさはうらぶれた高級娼婦に例えられるようなものである。貧しくとも塀という塀、ベランダというベランダ、窓という窓にあふれている花々のせいもあるであろう。けれども何よりも私達を感動をさせた事実は、こういう古い家が、何十年という年月をへてきて、なお少しも＜スラム化＞していないという事であつた。こういう名もない古い民家に比べれば、近頃のビル等は二、三十年はおろか二、三年もしないうちにスラム化の徴巧を現わしてくるではないか——。東京の晴海のアパートを始め日本の大方の公団アパートも長くない期間にスラムと化す事は分りきつている事に思い到るのであつた。そう言えば倉敷に残る土蔵造りの白壁の街並みの美もより土に近い自然に近い造形である為に日本的であるのと、一緒にコスモポリタンでもあり得る変らぬ美につながるのだろうか。大原美術館界わいのあの古い街並みだけが今でもモダンであり、決してスラム化になり得ない風格を持つていたので、あの廻りにどんどん建て変えられてきた新しい家や商店はほとんどスラムに過ぎない。ヨーロッパにも同じ様な事は起つてゐるようである。少しばかりのお金が出来、中途半端なお洒落の気持で、手直ししたり新しい、というだけの写具や便利な道具を入れた事で、美的にはすつかり醜いものにてしまつてゐる。例えば、確かに人里離れた村の片隅にも少しずつ見られるようである。旅のフアンクションの一つは、そのの美醜を見たり、感じたりする事と同時に、それらがこちら側の鏡にもなるという事かもしれないと思う。互いに異質のもの、あるいは共通の真理につながる古典に触れる事によつて感動し、比較し、反省する事になる。そこに批評の精神が生れ、文化や文明の質を思い、例えば、デザイナーも、創造に伴う社会的な使命や責任を感じる事になるのであろう。

略歴 米国ブラットインスチテュートオブ
アート・インテリアデザイン科修了
鹿島建設設計部嘱託
玉美術大学講師

団地世帯における座居様式について

これは産工試研究レポート № 46 所載の要約である。

はじめに

この研究で意図したことは、既に報告した如く団地世帯の生活様式を座居様式の面から把えることであつた。

近年、生活の近代化、洋風化が言われ、耐久消費材の普及率や食生活、衣生活等について調査した資料も数多く見られるが、それでは家庭内での実際の起居動作の様式がどのような方向に、どの様に変化しているかということになると、これは一般の日常家庭用品の設計、デザインにとつて根本的な問題にあるにもかかわらず、その詳細は未だ不分明なままである。それは広くは生活様式狭くは座居の様式というものが把えようのないもので、何をもつて規定することができるかが明確化されていないことに最も大きな理由の一つがあつたと思われる。

この調査を始めるにあつて、起居動作の点から生活様式を問題にすると、椅子坐であるか、畳坐であるかの実態を把握することがまず必要であると考えられた。とはいつても、われわれの日常生活には多かれ少かれ椅子による生活がとりいれられ、家族1人1人についてみても、食事は椅子、テーブルで、読書・書物は座机を使うなど座居の様式は混然としていずれが主であるかの判定は難しい。そこでわれわれはただ漫然と生活様式を問うのではなく、日常の家庭内での座居の様式を端的に示すと考えられる“くつろいでいる時”の姿勢をとりあげた。

調査方法は質問票により、家族の1人1人について「ふだんくつろぐ時、腰かけるか、それとも座るか」を問い、そのいずれとも判断しかねるものはどちらでもない」と記入してもらつた。

○調査対象とした住宅型式は次の5型式である。

2DK — ダイニング・キッチン(板の間)と6畳、4.5畳

3DK — ダイニング・キッチン（板の間）と6畳，4.5畳，4.5畳

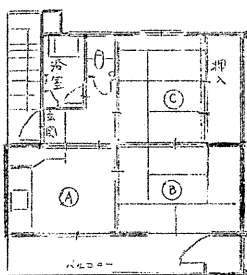
3K — キッチン（板の間）と6畳，4.5畳，3畳（又は4.5畳）

T2D — テラス・ハウス（2階建） キッチン（板の間）とダイニング・ルーム（板の間）と6畳，4.5畳

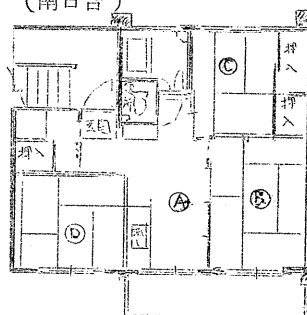
T3K — テラス・ハウス（2階建） キッチン（板の間）と6畳
4.5畳，4.5畳（又は3畳）

なお，各型式共，同型でもプランが丁度左右対称の2種があり，各型にわたつて団地毎に細部に多少の相違があるが，その詳細は附図1～4に示してある。

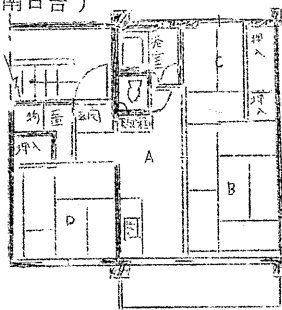
附図1
2DK
（百合ヶ丘）



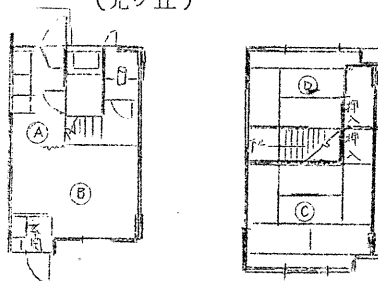
附図2
3DK
（南日吉）



附図3
3K
（南日吉）



附図4
T-2D
（光ヶ丘）



同一家庭内での生活様式といつても、構成員個々によつて生活のしかたや習慣に相違があることは当然であるしかしながら家族個人個人の生活のしかたを検討することは困難でもあるし、ここでは各家庭の問題として扱いたい意図をもっているので、家族各人のくつろぐ時の姿勢を問うた座居様式についての資料を世帯ごとにまとめて簡略化し、これを一つの標本として扱った。世帯の座居様式は次のように分類した

- イ) 家族のすべてが畳に坐つてくつろぐ家庭
- ロ) 家族のうち畳に坐つてくつろぐ人の方が多い家庭
- ハ) 家族のうち畳に坐つてくつろぐ人と椅子に腰かけてくつろぐ人が同数の家庭
- ニ) 家族のうち椅子に腰かけてくつろぐ人の方が多い
- ホ) 家族全員が椅子に腰かけてくつろぐ家庭
- ヘ) 以上のいずれともいえない家庭

1. 畳座、椅子座などの比率

団地世帯の座居様式は一般住宅世帯と比較してどのように違っているだろうか。われわれがまず意識したのはこの点であつたが、比較対照すべき一般住宅の資料がないため、ここでは団地世帯の様式が一般に考えられているところとどのように違っているかを見るに止める。

まず、住宅型式にかかわらず、われわれが対象とした500の世帯についてみられるところは才1表の通りである。

2. 住宅型式と座居様式

家庭の座居様式は住宅構造によつてどのような影響を受けるであろうか。規格化された公団住宅では、建築技術上の制約から全く同じプランのものであつても最下層階の住宅と最上層階の住宅とでは広さが多少異なるということはあるが、住宅型式によつて部屋の配置および構造は定つており、住宅構造が座居様式におよぼす影響を調べるには住宅型式によつてみるのが便利である。住宅型式別に座居様式を見た結果は才2表の通りである。

表 1

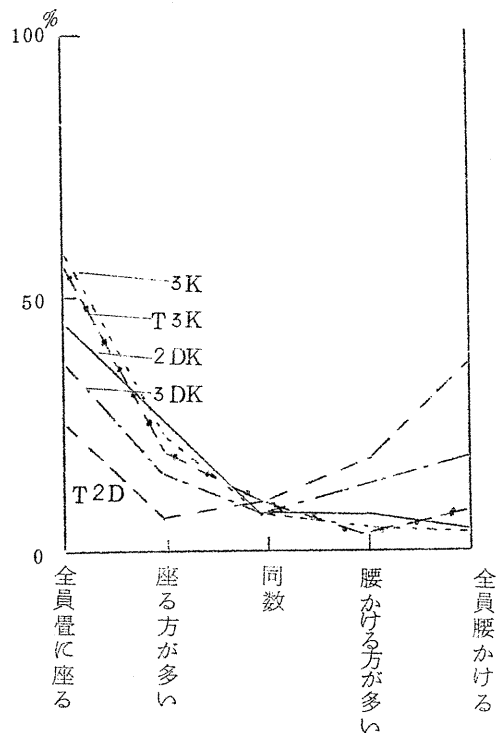
座居様式	家族全員が 畳に坐る	畳に坐る 方が多い	同 数	椅子に腰かけ る方が多い	家族全員が椅子に 腰かける	どちらでも ない	回 収 数
標 本 数	229 (46%)	91 (18.3%)	40 (8.1%)	46 (10.9%)	69 (13.8%)	25 (5.0%)	500 (100%)

表 2 型式別にみた座居様式

座居様式 型式	全員坐る	坐る方が多い	同 数	腰かける方 が多い	全員腰かける	どちらとも いえない	計
2DK	46	26	7	7	4	10	100
T2D	23	6	9	17	35	4	94
T3K	62	21	10	4	8	1	106
3K	60	23	7	4	4	2	100
3DK	38	15	7	14	18	8	100

いま、各型式を全体と比較して
みると3K、T3K、2DK、
では明らかに「畳に坐る」傾向が
強く、T2Dでは「腰かける」傾
向が強い。また3DKも他の型式
に較べ「腰かける」傾向が強いこ
とがわかる。
この結果は表2をグラフ化したオ
1図にも明らかである。

図 1



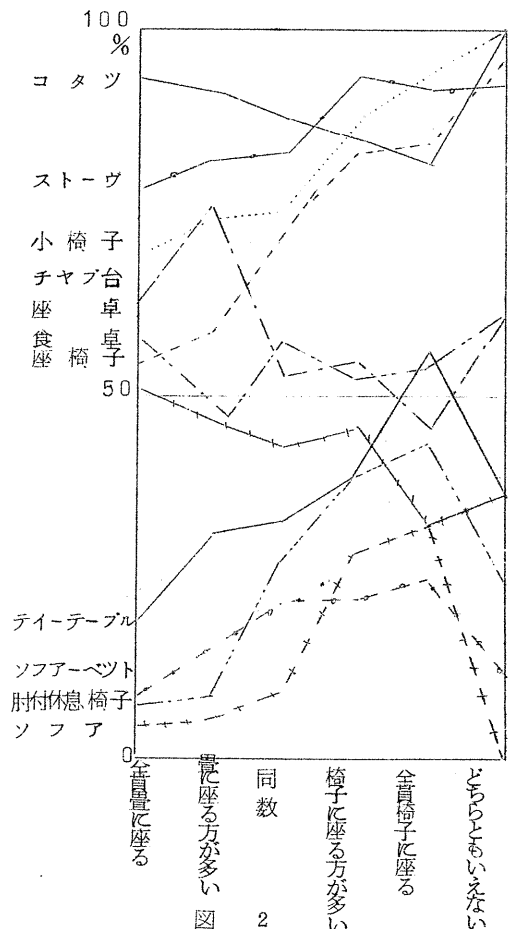
3 家具と座居様式との関係

住宅型式によつて、そこに居住する世帯の座居様式の間には異なつた傾向があることをみたが、考えかたによつては住宅型式がそこに入れられる家具を決定し、その家具によつて世帯の座居様式が決定されるという見方もなりたつ。

そこで、椅子座様式に関係するのはどのような家具であるか、また畳座様式に関係するものはどのような家具であるかをみてみよう。即ち、それぞれの世帯の座居様式に関係の深い家具類は何であることを家具の所有率からみることになる。もともと座居様式と家具との関係についてみるのが目的であるから、家具の所有率よりは家具の使用率について調べるのが当然であるが公団住宅の狭い空間においては所有率は使用率と読みかえても大きな誤りにはならないと考えられる。

図2は座居様式と何らかの関係をもつと考えられる家具類をあげ、座居様式別に所有率を示したものである。この図から判断すると椅子座様式に関係すると思われる家具類は、ストーブ、小椅子、食卓、ティー・テーブル・ソファ、ソファ・ベッド、肘付休息椅子、ソファで、畳座様式に関係のするものはコタツ、チャブ台、座椅子である。座卓はいずれに関係があるかを言うのは難しい。

検定をおこなつた結果では、座居様式と所有率との間に有意な関係が認められるのは、肘付休息椅子、ソファ、ソファ・ベッド、ティー・テーブル、食卓でこれらの家具は家庭の座居様式を形成するのに重要な役割を果たしているものといえる。



それでは家具と住宅型式のいずれが強く座居様式を決定するのであろうか、この点をたしかめるために椅子の座居様式と有意な関係をもつ肘付休息椅子、ソファ、ソファ・ベッド、ベット、ティーテーブル、食卓の5種類について、住宅型式別に座居様式別の所有率を見ることにする。この結果を見やすくするためにグラフ化したのが図3である。

このグラフから前の5種類の家具に関しては何れの住宅型式においても椅子座様式の世帯の方が畳座様式の世帯より所有率が高いということは明らかである。さらにここから分ることは、同じ椅子座様式の世帯の椅子座に関する家具でも住宅型式によつて所有率にかなりの差異があるということである。これは言いかえるならば、総体的には椅子座に関する家具の中でも、住宅型式によつて特に椅子座様式と強い関係をもつ家具は異なるということになる。これは畳座様式の世帯の各家具所有率が（食卓のみを例外として）どの住宅型式においてもほぼ近似しているのと対照的である。

それでは住宅型式によつてどの家具が椅子座様式と強い関係をもっているといえるだろうか。図3のグラフでは椅子座様式の世帯と畳座様式の世帯の家具所有率をそれぞれ別個に計算したが、それでは比較に不便なため椅子座の世帯数と畳座の世帯数を考慮して次のような計算をおこなつた。

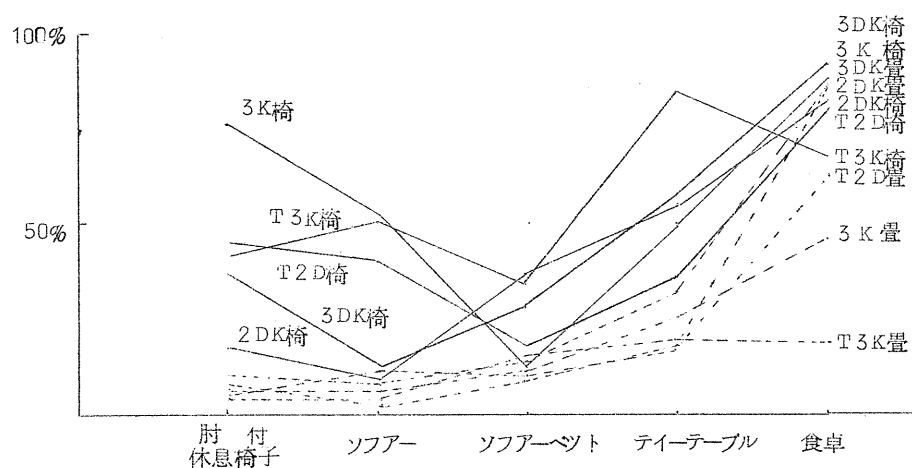


図 3

椅子座様式世帯の家具所有率 -

畳座様式世帯の家具所有率

椅子座様式世帯の家具所有率 +

畳座様式世帯の家具所有率

この値は - 1 ~ + 1 の間に分布するが、- 1 に近い程畳座様式に、+ 1 に近い程椅子座様式に、それぞれ強い関係のあることを示す。これを住宅型式別に見た結果をオ 3 表に示す。

住宅型式別	肘付休息椅子	ソファ	ソファ・ベッド	ティー・テーブル	食卓
2DK	. 30	. 50	. 62	. 50	- .02
T2D	. 72	. 57	. 25	. 35	. 13
T3K	. 71	. 84	. 37	. 62	. 55
3K	. 79	. 78	. 07	. 32	. 30
3DK	. 53	. 25	. 36	. 27	. 02

この表で見る限り、T3Kでは一般に上記オ 5 種の家具と椅子様式との関係は深く、特にソファ、肘付休息椅子、ティーテーブルにおいて値が高い。また、3Kでは肘付休息椅子とソファにおいて高く、次でT2Dの肘付休息椅子が高い。2DKにおいてはソファ・ベッドが高いが、3DKでは目立って高いものはみられない。

4. 床面と座居様式

一般に椅子座様式は洋風の生活様式として、洋間と呼ばれる板の間と関係すると考えられている。そこで、板の間と椅子座様式の関係についてみよう。

いま、各住宅型式について、各部屋の板の間、畳の間別に広さを調べてみる。オ 4 表はその結果を示すもので、数値は各団地の平面図から概算したもので、畳数に換算してある。ただし、居住室以外の部分、たとえば玄関、通路などは除外した。

表 4 からみてもわかるように、同一型式のものでは部屋の配置などに多少定まっていますが、団地によつて個々の部屋の広さにはかなりの相違がある。

しかしながら、こうした差違までを考えず、住宅型式別に板の間部分の全体に占める平均の比をとつてみると表5のとおりである。

表5 部屋面積のうち
板の間の占める比率

2DK	26%
T2D	43%
T3K	12%
3K	19%
3DK	24%

こうして得られた全住宅内で板の間部分の占める比率は家族のくつろぎ方に影響があるかどうかを見るため、表5にあげた各型式の“腰かける家族”の占める比率と板の間部分の比率の相関をとつてみると、相関係数は0.85でかなり高い相関を示す。

表4 各型式団地別の部屋の広さ (単位は畳)

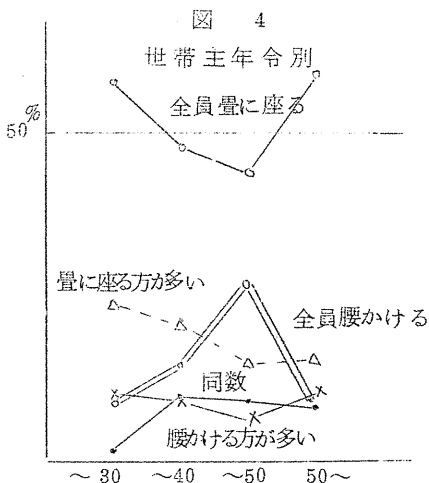
			A 室	B 室	C 室	D 室
2DK	萩光霞明百合新	窪丘台沢	4.0 (板ノ間)	6.0 (畳ノ間)	52.5 (畳ノ間)	
		光ケ丘	3.2 "	6.0 "	52.5 "	
		霞ケ丘	3.7 "	6.0 "	52.5 "	
		明神台	3.7 "	6.0 "	52.5 "	
		百合丘	4.2 "	6.0 "	52.5 "	
		新所沢	4.75 "	6.0 "	4.5 "	
T2D	上新光	間沢台	1.8 (板ノ間)	6.0 (板ノ間)	6.0 (畳ノ間)	4.5 (畳ノ間)
		鶴所	1.8 "	6.0 "	6.0 "	4.5 "
		上野台	1.5 "	6.0 "	6.0 "	4.5 "
		光ケ丘	1.8 "	5.5 "	6.8 "	3.8 "
T3K	上霞新上多	間丘沢平	1.8 (板ノ間)	4.5 (畳ノ間)	6.0 (畳ノ間)	4.5 (畳ノ間)
		鶴ケ丘	2.1 "	6.0 "	6.0 "	4.5 "
		新所沢	1.8 "	4.5 "	6.0 "	4.5 "
		上野台	1.3 "	4.5 "	6.0 "	4.5 "
		多摩平	2.3 "	4.5 "	6.0 "	3.7 "
3K	南多南萩上	吉平和窪台	3.3 (板ノ間)	6.3 (畳ノ間)	3.0 (畳ノ間)	4.9 (畳ノ間)
		日摩浦	3.3 "	6.0 "	4.5 "	4.5 "
		南浦和	4.2 "	6.25 "	4.5 "	4.5 "
		萩窪野	3.4 "	6.0 "	4.5 "	4.5 "
3DK	南百合南明	和丘吉台	3.5 "	6.0 "	4.5 "	5.0 "
		浦和台	4.2 (板ノ間)	6.0 (畳ノ間)	4.5 (畳ノ間)	4.5 (畳ノ間)
		百合丘	4.2 "	6.0 "	4.5 "	4.5 "
		南日吉	4.5 "	6.5 "	4.75 "	3.75 "
		明神台	5.4 "	6.0 "	4.5 "	3.75 "

5 年齢と座居様式

椅子生活は比較的若い世代に普及しており、比較的年齢の高い世代では畳の生活に慣れているため、椅子による座居様式は普及し難いであろうということは考えられるところであり、また普通に言われていることでもある。

この点をたしかめるために年齢別の座居様式を調べてみる。家族の構成員それぞれ個々の生活様式をもち、同一家庭内においても相違があると考えられるけれども、集計手続きの上からも個人別に調べることは難かしいので、さしあたり世帯主の年齢別に、世帯全体の座居の計算を行つた結果では、世帯主年齢と家族の座居様式との間には有意な関係は認められない。

けれども世帯の座居様式を世帯主年齢別に比をとつてグラフ化してみると興味のあることがわかる。図4を見れば分るように、世帯主年齢40才代において“全員畳に坐る”世帯と“全員椅子に腰かける”世帯とが互いに反対向きのカーブを示している点である。このグラフに示されている限りでは40代が最も椅子による座居様式が普及しているように見える。



世帯主年齢と世帯の全体から見た座居様式との間には一般に言われているような関係があるがどうか、この点を確認するために表6によつて行つてみた。括弧内は期待度数である。

表 6

座居様式 世帯主年齢	全員畳に坐る	畳に坐る方が多い	同 数	椅子に腰かける方が多い	全員椅子に腰かける	標本数
～29	38 (33)	16 (13)	1 (6)	7 (6)	6 (10)	68
～39	125 (131)	55 (52)	27 (23)	26 (25)	37 (39)	270
～49	32 (36)	11 (14)	7 (6)	5 (7)	20 (11)	75
40～	34 (28)	1 (11)	5 (5)	6 (5)	5 (8)	59
標 本 数	229	91	40	44	68	472

6 生活別にみた座居様式の相違

1 カ月当り生活費別に見た座居様式について、単純集計した結果は表7のとおりです。

生活費別と座居様式との関係の有無についてみると、 χ^2 検定では5%の棄却は15.51であるに対し、 χ^2 値は13.92で有意な関係は認められない。しかしながら、図5にみるように、全員が畳に坐つてくつろぐ座居様式をもつ世帯は生活費の増加するにつれて顕な下降線をたどっている。

表 7

座居様式 生計費	家族全員 が畳に坐る	畳に坐つ てくつろぐ 方が多い	同 数	椅子でく つろぐ方が 多い	全員が椅 子でくつ ろぐ	どちらと もいえない	標本数
3 万円未満	44 (53.7%)	17 (20.7%)	3 (3.7%)	6 (7.3%)	7 (8.6%)	5 (6.1%)	82 (100%)
3 万円以上 5 万円未満	152 (47.1%)	59 (18.3%)	27 (8.4%)	27 (8.4%)	42 (13.0%)	16 (5.6%)	323 (100%)
5 万円以上	33 (34.8%)	13 (13.6%)	10 (10.5%)	13 (13.7%)	20 (21.1%)	4 (4.2%)	95 (100%)

図 5

生活費別

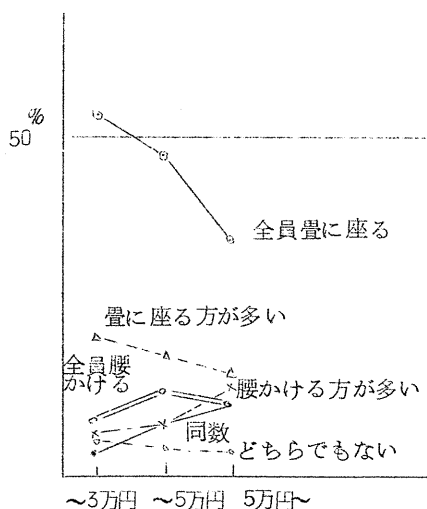


表 8

座居様式 生計費	畳に坐 る方が 多い (A)	椅子に 腰かける 方が多い (B)	B - A	95% 信頼域
3 万円未満	61	13	0.21	± 0.10
3 万円以上 5 万円未満	211	69	0.33	± 0.05
5 万円以上	48	33	0.69	± 0.09

いま表 8 の如く、畳に坐る方が多い座居様式をもつ世帯と、椅子に腰かける方が多い座居様式をもつ世帯とに大きく 2 分してその比をとつてみると、生活費が増加するにつれて椅子に腰かける座居様式の世帯の比率が次才に多くなつていくことが分る。生活費別に座居様式の比率を比較してみると、3 万円未満と 3 万円以上 5 万円未満の世帯とでは有意な差があるとは認められないけれども、5 万円を境として 5 万円未満と 5 万円以上とでは明らかな差があり、5 万円以上の世帯では比率の上から椅子に腰かける座居様式が強いといえる。

ここで生活費別にみた結果を、世帯主年齢 40 代の世帯で椅子の座居様式をもつものが多かったという既にみてきたことと考え合わせると、われわれがとつた標本において生活費が 5 万円以上のものがたまたま世帯主年齢 40 才代の家庭に集中していたかも知れないということにもなる。

この点について確かめてみるために、世帯主年齢別に生活費別の座居様式を集計する。この結果を表 9 に示す。

表 9

世帯主年齢別	実数	生計費別	実数(A)	住 居 様 式 別		$\frac{B}{A}$
				椅子の住居様式 の世帯数	畳の住居様式 の世帯数	
～ 29 才	70	3 万円未満	28	3	25	0.12
		5 万円未満	38	9	29	0.24
		5 万円以上	4	2	2	0.5
～ 39 才	291	3 万円未満	43	8	35	0.19
		5 万円未満	212	44	168	0.21
		5 万円以上	36	13	23	0.36
～ 49 才	77	3 万円未満	6	1	5	0.17
		5 万円未満	40	9	31	0.25
		5 万円以上	31	14	17	0.45
～ 49 才	49	3 万円未満	4	1	3	0.25
		5 万円未満	22	4	18	0.18
		5 万円以上	20	4	16	0.2
60 才～	16	3 万円未満	0	0	0	—
		5 万円未満	10	2	8	0.2
		5 万円以上	6	0	6	0

表 9 の値を並べかえて、次のような表 10 を作つてみる。括弧内は実数を示してある。

表 10

	～29才	～39才	～49才	～59才	60才～
3 万円未満	0.12 (28)	0.19 (43)	0.17 (6)	0.25 (4)	— (0)
5 万円未満	0.24 (38)	0.21 (212)	0.25 (40)	0.18 (22)	0.2 (10)
5 万円以上	0.5 (4)	0.36 (36)	0.45 (31)	0.2 (20)	0 (6)

この結果から 50才未満では5万円未満と5万円以上の間になんかなり大きな差があることがわかる。検定の結果は40才未満, 50才未満の5万円未満と5万円以上との間にはそれぞれ有意な差があることがわかつた。

このことから, 50才未満の家庭においては生活費が5万円をこえる場合に椅子座様式が強くなること, 50才をこえると生活費にかかわらず椅子座の傾向が弱い。すなわち, 50才未満では椅子座の傾向は生活費によつておさえられていると考えることができるであろう。

7 家族構成と座居様式

規格化された住宅では, 家族数によつて住宅の広さを拡げるということはない。住宅公団の場合には, 家族人数によつて一般世帯向, 小世帯向というように一応の区別は設けてあるが, 住宅の広さの少ない2DK型には小家族が入つているとは必ずしも言うことなできない。

一方, 椅子に腰かける場合と畳に座る場合とでは, 畳に座る方が椅子に腰かける場合よりも所要面積が少なくすむ, つまり椅子による生活は広い住宅面積をもつ家座において可能であるというかなり一般的な考え方がある。

こうした2つの考え方に立つて考えるならば, 公団住宅の場合, 家族人数が増えるにつれて, 畳による座居様式の傾向は強くなるであろうというのが当初の予想であつた。この予想を確かめてみるために, 家族人数別に座居様

式を集計してみた結果は表 1 1 のとおりである。いまこの結果を見やすくするためにグラフ化したのが図 6 であるこのグラフは家族人数別座居様式の比を示す。

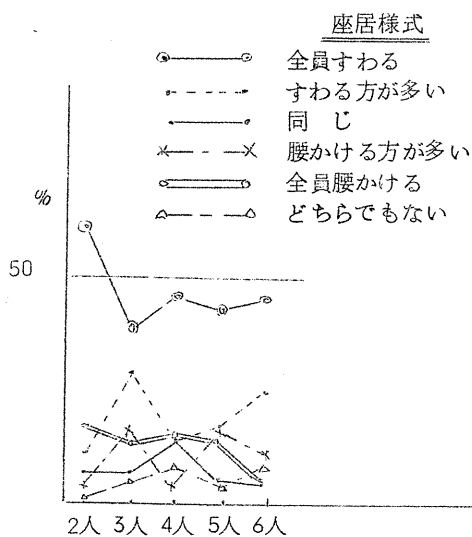
表 1 1

家族数 \ ぐつろぎ方	全員畳に 坐つてく つろぐ	坐つてく つろぐ方 が多い	同 数	腰かけて くつろぐ 方が多い	全員椅子 に腰かけ くつろぐ	どちらで もない	標本数
1 人	3	0	0	0	0	0	3
2 人	58	10	6	3	16	1	94
3 人	55	40	9	23	19	7	153
4 人	70	22	20	5	23	12	152
5 人	32	13	4	12	10	3	74
6 人以上	11	6	1	3	1	2	24

このグラフから見る限り、家族人数と座居様式との関係について一元的な答えを見出すのは難かしい。ただ家族人数 2 人の場合、2 人共に畳に坐る座居様式がとられる傾向が強いことは明らかである。これをもつと詳細に、単に人数だけではなしに家族構成についてみるとより興味あることがわかる。表 1 2 は家族構成別に座居様式を集計した結果であるが、表中の成人とは 19 才以上のもの、青少年とは 6 ~ 18 才、幼児とは 5 才以下のものをいう。

家族構成によつて座居様式に何ら

図 6
家族数別



かの傾向があるか否か，これを見やすくするために表 1 2 の比をグラフ化してみると図 7 のようになる。

表 1 2

成 人		青少年	幼 児	畳でくつろ ぐ方が多い	椅子でくつ ろぐ方が多い	椅子でくつろぐ	95 % 信 頼 域	標 本 数
男	女					畳でくつろぐ		
1	1	1	0	1 1	9	0 8 2	± 0 1 7	2 3
1	1	2	0	1 4	8	0 5 7	± 0 2 1	2 7
1	1	1	1	1 8	1 0	0 5 6	± 0 1 7	3 7
1	1	0	1	6 1	2 7	0 4 4	± 0 2 9	1 0 0
1	1	2	1	1 1	3	0 2 7	± 0 2 2	1 5
1	1	0	0	6 4	1 7	0 2 7	± 0 0 2	8 8
1	1	0	2	3 0	5	0 1 7	± 0 1 0	4 6
1	2	0	0	1 7	2	0 1 2	± 0 1 4	2 0

なお，今回は検討しなかつたが世帯主年令の増加に伴う所得の増加も，ここに要因として働いていることも考えられる。

“全員が座る”家庭は入居後 1 年までは 4 0 % 程度であるが，入居後 2 年から 3 年までは 5 0 % をこえ，3 年をこえると再び下降して 4 0 % 程度におちつく。

また“全員が椅子に腰かける”世帯は入居後 6 カ月程度までは 2 9. 2 % と高いが，1 年から 3 年までは 1 0 % 程度におち，3 年以上の世帯では 1 7. 4 % とやや上昇する。

図 8

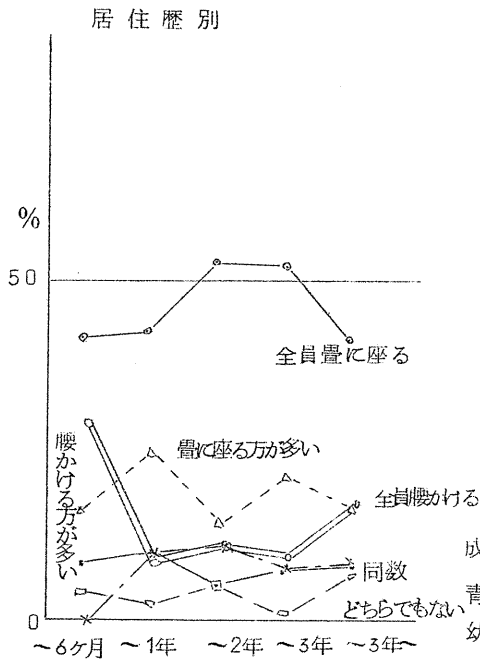
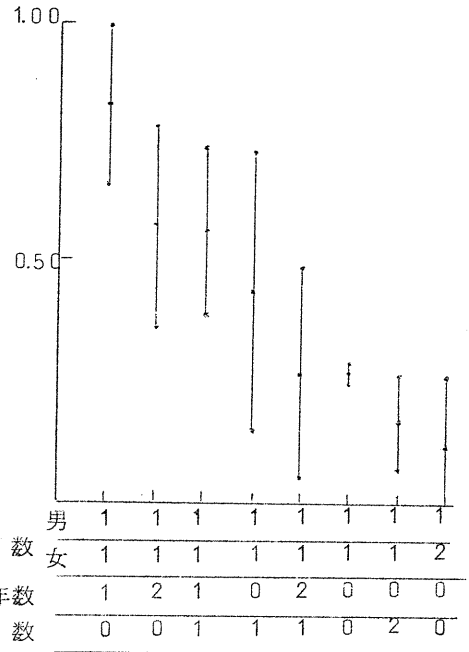


図 7



8 団地居住歴と座居様式

家族の座居様式に影響する要因としては、これまでに見てきたものの他、季節などの時間的変動も考えなくてはならない。

ここではいま団地居座住歴についてみる。団地居住歴別に世帯の座居様式をとつてみると図8のようになる。“全員畳に坐る”座居様式をもつ家族と、

“全員椅子に腰かける”家庭とが入居後1年および3年のあたりで互いに逆のカーブを描いていることは興味がある。

新 入 会 員 紹 介

準会員（東京） こ ばやし まさ のり
小 林 正 典 （昭和20年3月24日生）

昭和38年，丸三鶴屋家具課に入社後，三好木工で研修を受けられた。
昭和38～39年，三好木工設計課で研修中に数点の作品を発表出来る程の
実力を付け，帰北後も丸三鶴屋の設計室のチーフデザイナーとして
新作家具展等を催し，好評を拍しています。推薦者の今井氏は北海道でデザ
インをやる人々の中核として，大いに期待できる人物であると述べられてい
ます。

○ 現 住 所 北海道釧路市住吉町27 丸三鶴屋独身寮
○ 勤 務 先 北海道釧路市北太通5-1 鶴 丸三鶴屋家具課
TEL (3) 0131

準会員（東京） みず たに まつ じ
水 谷 松 治 （昭和18年4月28日生）

注文家具で古くから知られている田中成形合板(株)設計部の一員として，先
輩達の指導を受るかたわら，旭川のデザイングループの一人としても活躍を始
めております。推薦者の今井氏は，若入らしい仲々とした魅力を感じ将来が
楽しみと述べられています。

○ 現 住 所 旭川市豊岡町2丁目
○ 勤 務 先 旭川市6条12丁目右3号 田中成形合板(株)
TEL (3) 4382

準会員（東京） のは ら ひさ じ
野 原 寿 二 （昭和17年2月9日生）

現場の中のデザイナーとして，地道に既製家具のデザインを勉強しつづけ
すでに，いくつかの新製品，試作品等を作り出しています。
又，旭川のデザイングループの一員として，発表会などにも活躍し，地元の
注目をあびている一人です。これからのデザイナーとして期待のもてる人で
あると推薦者の今井氏は述べられています。

○ 現 住 所 旭川市東5条7丁目
○ 勤 務 先 旭川市新富町 東光産業(株) TEL (4) 3154

会 員 の 近 況

池 辺 武 彦 （ 東 横 ）

- 11月末に電話開通 所沢（0429-39-6272）

榎 田 均 （ 通 産 省 ）

- 名古屋へ“グッドデザインショー”のため 10月末出張

狩 野 雄 一 （ 千 葉 大 学 ）

- 論文「デコレーターについて」雑誌「ファニチャー10月」
- 静岡県木工技術講座（家具工業の現状と将来）
- 11月7日～11日 青森県八戸市「建具工企業診断」

香 西 啓 三 （ フ リ ー ）

- 11月22日より下記へ当分の間 転宅致します。

新住所 東京都三鷹市井の頭1丁目1-8

佐 藤 守 男 （ フ リ ー ）

- 大宮に北沢楽天記念館が出来上りました。
- 信州のカントリークラブが本設計に入りました。

島 田 良 一 （ 東 武 ）

- 日本デザインコミッテイ主催“グッドデザイン展66”（デザイン オン ザ テーブル）にカレンダーを出品，入選の連絡がありました。

鈴 木 栄 二 （ 睦 屋 ）

- 港区役所，東京芝家具組合主催の才七回家具設計技術講習会（10/3～11/2）の講師を依頼され 一部を担当しております。（二部は田中聰行君が担当）

中 村 圭 介 （ フ リ ー ）

- 横浜センタービル店舗計画
- 甲府天華家具設計

原 好 輝 （ フ リ ー ）

- 世田谷区厚生館 家具（11月竣工）

○ヒサゴヤビル 家具（11月竣工）

藤 原 庸 弘 （三重大学）

○喫茶店“ボン”完成

○木造住宅工事中

○66ニッポン グッドデザインショウに エクステリアデザインのパネルを出品

三 宅 正 郎 （フリー）

○横須賀中央ビル店舗階総合レイアウト並に内装デザイン監理中

○11月16日～28日まで日本中小企業指導センター主催による 診断員研修講座に商店建築設計に関する講義担当。

山 口 勇次郎 （フリー）

○家具産業5, 6, 7, 8月号“家具企業とデザイナーの結びつき”

○ファニチャ10月号“インテリアデコレーターについて”

○デザイン11月号“デザイナー三面鏡”等を執筆

○T.B.S放送10月5日及び12月“照明について”を放送

吉 永 淳 （産工試）

○日本消費者協会主催 オ3回消費者コンサルタント養成講座のうち「家具」を担当のため出講し、良質、良デザイン商品が延びる場をつくるための消費者教育に協力（9月16日）

○オ6回新潟県家具 竹製品、漆器コンクール審査のため、長岡市に出張（10月3～4日）

渡 辺 輝 男 （東京家具センター）

○11月15日より自宅住居表示変更になります。

新住所名 北区岸町2丁目6-15

森 田 良 夫 （パンフィックハウス）

○この度 会社が下記へ移転しました。皆様お寄り下さい。

千代田区永田町2-20 山王グランドビル2F

TEL 581-6741

中 村 圭 介 （ フ リ ー ）

。電話を増設致し、12月1日より開通しましたので、御利用下さい。

TEL 814 - 1963

織 田 武 己 （ 緑 屋 ）

。11月15日より自宅住居表示が変ります。

新住所名 世田谷区若林1丁目27-3

中 村 昇 （ 日 家 工 芸 セ ン タ ー ）

。才13回北日本中小企業展に会社（上川木工）参加，居間家具をテーマとして，ユニット構成でせまい室内への順応性と多様性を考課した。尚椅坐式生活と胡坐姿勢の接点を求めてみたユニットキビネットを出品した。

産業工芸試験所

此度 当所の電話番号が12月1日より変りました

TEL 759 - 0151 （大代表）

高島屋大阪支店

設計部 装飾部関係は，下記に移り，業務を行っております。

大阪市浪速区元町3-182-1 日本生命難波ビル

7 F 装飾部 TEL 632-3191

8 F 設計部 TEL 632-3091

大丸本部デザイン室

今度 下記に移りました。よろしく。

大阪市南区鯉谷仲ノ町72-1 長堀中央ビル

電話は従来通りで，つながります。

本協会のマーク公募

私達インテリアデザイナー協会のシンボルマークの必要性が愈々強くなり内外に出してははずかしくないような立派なマークを作りたいものです。去る日の支部委員会で会員の中より公募して作る事が決定されました。皆さんふるって良いマークをお寄せ下さい。

1. 用紙 B 5 白黒すみ入れ，縮尺明記
2. 期日 1 月末日
3. 様式 会員バッチにも出来ること。色を使う場合は指定のこと。

編 纂 後 記

暮もいよいよ近づいて来ました。皆様も本年のしめくりに大活躍の事と存じます。広報部の仕事もお蔭様で活発化して来ています。27号でお知らせ致しましたが、会報の利用度、どんな記事に興味をもつかなど多くの良い意見をよせていただき誠に有難う存じました。

この中に色々と会のあり方、広報としてのやるべきことなど横局的な御意見も出されており、月例会等によく出られて発言出来る声は割合採り上げ易いのですが、一葉の手紙に托された数行の中にも、事務局として余り目を向けていなかった意見も含まれており今后、これら声なき声の分野も積極的にとり上げ、じみちな面からも問題を掘り起して行くつもりでいます。

どうぞどんな御意見でも良いですから皆様の御協力をお願いします。
会員みなさま どうぞ良いお年を迎え下さいませ。

＜ 榎 田 均 ＞

日本室内設計家協会 東京都渋谷区神宮前1-14-34 森ビル 403-6647
振替 東京 76389